

平成23年度ダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設（大気基準適用施設および水質基準適用事業場）の設置者は、同法第28条第1項、第2項および第3項の規定により、排出ガス等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。今回、平成23年度の自主測定結果について下記のとおりとりまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。

なお、各施設または事業場の自主測定結果は別表1～3のとおりです。

記

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排ガス自主測定結果報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成23年4月1日時点で届出されている大気基準適用施設は、アルミニウム合金製造施設と廃棄物焼却炉を合わせて148施設でした。

平成23年度においては、新設された施設が2、廃止された施設が11、休止中の施設が29、未報告の施設が7あり、残りの101施設について、排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果が知事あてに報告されました（表1）。報告されたすべての施設は基準に適合していました（表2）。

※ 大津市に所在する施設は、大津市長へ届け出られています。

表1 排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類	届出施設数 (H23.4.1時点)	内訳 (H24.3.31 時点)			
		報告	未報告	休止	廃止
アルミニウム合金製造施設	18	15	0	1	2
廃棄物焼却炉	130	86	7	28	9
合計	148	101	7	29	11

注1) 休止は平成23年度の自主測定期間内に休止していた施設数

注2) 廃止は平成23年度の自主測定期間内に廃止届出がされた施設数

注3) 新設の2施設は表1には含めていません。

注4) 別表1～3はH24.6.30時点の状況を表しており本表とは一致しません。

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類		報告施設数	排出基準超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金 製造施設	①	13	0	0~1.2	5	
	②	11	0	0.00042~0.22	1	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	①	2	0~0.00000012	1	
		②	3	0.000016~0.004	0.1	
	4t/h未満~ 2t/h以上	①	20	0	0.00016~1.1	5
		②	3	0	0.00025~0.0045	1
	2t/h未満~ 200kg/h以上	①	19	0	0.0000006~9.1	10
		②	10	0	0.0000012~3.2	5
	200kg/h未満	①	26	0	0~7.9	10
		②	9	0	0.0046~3.5	5
合計		116	0			

注1) 年2回以上測定施設や1施設につき2箇所以上の測定をおこなった施設があるため、表1の報告施設数とは一致しない。

注2) 特定施設の種類の欄中の①はダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、②は平成12年1月15日以降に設置された施設。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可施設については、①は平成9年12月1日までに設置された施設、②は平成9年12月1日以降に設置された施設

(2)ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。なお、ばいじんについては64施設の報告のうち、4施設で処理基準値を超過していました。処理基準値を超過したばいじんについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理廃棄物等として適正に処理されました。

表3 廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告施設数	未報告施設数	処理基準超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準値 (ng-TEQ/g)
ばいじん	64	7	4	0~11	3
燃え殻	72	6	0	0~2.8	3

注1) 排出口が複数の焼却炉の共用となっている施設やばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があるため、表1の施設数とは一致しない。

注2) ばいじんには、燃え殻との混合灰の場合を含む。

2 水質基準適用事業場の報告状況

滋賀県内（大津市除く）で、平成23年4月1日時点で届出されている水質基準適用事業場数は、10事業場（18施設）で、平成23年度中に1施設の新設があり、平成24年3月31日時点で10事業場（19施設）となりました。

平成23年度においては、公共用水域に排水がない7事業場（15施設）を除いた3事業場（3施設）について、排出水中のダイオキシン類自主測定結果が報告されました（表4）。報告されたすべての事業場は基準に適合していました（表5）。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

2段書きの（ ）内は、施設数

特定施設の種類の種類	届出事業場数 (H23.4.1時点)	事業場数内訳 (H24.3.31 時点)				
		報告	未報告	休止	廃止	対象外
アルミニウム合金製造施設から発生するガス処理施設	3 (4)	0 (0)	0	0	0	3 (4)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設および生ずる灰の貯留施設	6※ (11)	1 (1)	0	0	0	5※ (10)
フロン類の破壊施設	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
下水道終末処理施設	2 (2)	2 (2)	0	0	0	0
合 計	10 (18)	3 (3)	0	0	0	7 (15)

注) 「対象外」とは、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場をさす。

※「廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設および生ずる灰の貯留施設」については下水道終末処理施設に設置されている施設が含まれているため2事業者分の重複があり、合計とは一致しない。

※新設施設は除く。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類の種類	報告事業場数	基準超過事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/ℓ)	排出基準値 (pg-TEQ/ℓ)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び生じる灰の貯留施設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0	0.000045～0.000704	10

【参考】単位について

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを意味する。

TEQ : 毒性等量と言い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いとされている2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1.00とし、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。

m³N : N (ノルマル) とは、気体は温度や圧力によって体積が変化するので、0℃、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

ダイオキシン類規制に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の適用について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

ダイオキシン特措法対象

(焼却能力50kg/時または火床面積0.5m²以上の焼却炉)

廃棄物処理法 施設許可対象

(焼却能力200kg/時または
火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)

- 施設設置の許可 (第15条)
- 許可施設の構造基準 (第15条の2)
- 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類排出濃度を含む) (第15条の2の3)
- 維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第15条の2の7)

- 施設設置の届出 (第12条)
- ダイオキシン類の排出濃度の基準値 (第20条)
- 排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第22条)
- 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県の当該結果の公表 (第28条)